

新型コロナウイルス関連融資 比較一覧表

| 和歌山県 中小企業融資制度 | | | | 商工中金 |
|---|---|--------------------|---|---|
| ご活用いただける方 | 経営支援資金 (一般枠) | 経営支援資金 (セーフティ枠) | 経営支援資金 (危機対応枠) | 商工中金独自のセーフティ ネット関連資金 |
| (責任共有制度) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内事業者で、 <u>最近1か月の売上高又は売上高利益</u> 及び <u>その後2か月を含めた3か月の平均売上高または平均売上高利益</u> が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 | <p>【4号】(責任共有制度対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること ○指定を受けた災害等の発生に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ20%以上減少することが見込まれること <p>【5号】(責任共有制度)</p> <p>指定される不況業種であり、<u>最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</u></p> <p>※3か月間の実績が集計できない場合は、最近1か月実績と2か月見込みで認定可能と緩和中です。</p> <p>過年度実績比較できない方でも利用できる場合があります</p> | | <p>(責任共有制度対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金融取引に支障を來しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 ○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。 <p>過年度実績比較できない方でも利用できる場合があります</p> | 新型コロナウイルスに関連した感染症により、経営・資金繰り等に影響を受けた企業等 |
| 1.4%以内 | 4号：1.2%以内 5号：1.4%以内 | | 1.2%以内 | 所定の利率 |
| 0.45%～1.30% | 4号：0.6% 5号：0.5% | | 0.5% | 保証協会等を利用する場合は、所定の保証料が必要です |
| 8,000万円 (一般保証) | 8,000万円 <u>(別枠保証)</u> | | 8,000万円 <u>(別枠のさらに別枠保証)</u> | 限度の定め無し |
| 運転7年以内 (うち据置1年以内) (設備10年以内) | 10年以内 (うち据置1年以内) | | 10年以内 (うち据置2年以内) | 運転10年以内 (据置2年以内) (設備20年以内) |
| 県融資制度をご利用の際には、県内に支店のある最寄りの金融機関窓口へ。 また、 <u>セーフティ枠、危機対応枠をご利用の際には、事業所のある市町村への認定申込みが必要です。</u> | | | | 相談窓口 073-423-2255 |

新型コロナウイルス関連融資 比較一覧表

日本政策金融公庫

| | 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付) | 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 | マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) | マル経融資の拡充 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付（創設） |
|-----------|--|--|---|--|--|
| ご利用いただけの方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 | 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店業及び喫茶店業の方 ○最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ○中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること | 商工会議所や商工会などの経営指導（原則6ヶ月以上）を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度 | 従来（左記マル経融資）に加えて、別枠で追加措置 ○新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者の方 ○最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ○中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること |
| 利率 (年) | 【国民生活事業】 基準利率：2.16%（注1） 【中小企業事業】 基準利率（注2） | 基準利率：2.16%（注1） 特別利率C：1.26% | 特別利率F：1.21%（注3） | 特別利率F：1.21%（注3） ただし、当初3年間は特別利率F-0.9% | 【国民生活事業】基準利率：1.36%（注1） 【中小企業事業】基準利率（注2） ただし、下記融資限度額上限のうち 国民：3,000万円以内 中小：1億円以内 の範囲内で融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率 |
| 限度額 | 国民生活事業 4,800万円 中小企業事業 7億2,000万円 | 別枠 1,000万 (旅館業は別枠3,000万円) | 国民生活事業 2,000万円 | 別枠 1,000万円 | 国民生活事業：別枠 6,000万円 中小企業事業：別枠 3億円 |
| 期間 | 設備15年以内 (うち据置3年以内) 運転8年以内 (うち据置3年以内) | 7年以内 (うち据置2年以内) | 設備10年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内) | 設備10年以内 (うち据置4年以内) 運転 7年以内 (うち据置3年以内) | 設備20年以内 (うち据置5年以内) 運転15年以内 (うち据置5年以内) |
| 備考 | (注1) 令和2年3月17日時点で適用される利率です。（無担保・返済期間5年の場合） 相談窓口 和歌山支店 (注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 (注3) 令和2年3月17日時点で適用 | | | 国民生活事業 073-422-3151 休日窓口 0120-112476 中小企業事業 073-431-9301 休日窓口 0120-327790 田辺支店 国民生活事業 0739-22-6120 | |